

徴収事務初任者から中堅職員まで、手元に置いて活用できる一冊！



初版から、約100ページ増の
大幅パワーアップ！

改訂版

債権徴収一元化時代の 市町村税・保険料 徴収実務マニュアル



高橋 陽平 著 B5判・324頁
定価 3,300円（本体：3,000円＋税10%）

- **初版以降の法令改正**（軽自動車税種別割、消滅時効、不動産公売、マイナ保険証導入に伴う短期被保険者証の廃止と特別療養費、第二次納税義務の追加など）を盛り込みました。
- **難解な猶予制度は約50ページを費やして解説！**
章のはじめに概要を解説し、章の終わりで猶予制度の使い分けについて触れています。
- **税だけでなく国保料や介護保険料についてもまとめて解説し、徴収一元化に対応！**

初任者の理解を助ける「ここを理解！」や
中堅職員向けの「MEMO」「関連知識をCHECK！」で
初任者から中堅職員まで幅広くご活用いただけます！

☆ ここを理解！

現金の差押えとは、捜索に行った際などに、文字どおり現金（金）を差し押さえることです。

通常行われる預金の差押えは、滞納者が金融機関に対して有する預金払戻請求権（預けている預金の払戻しを受ける権利）を差し押さえる形式を採り、これは「債権」の差押えです。同様に、給料等についても、滞納者が勤務先に対して有する給料等支払請求権（勤務先に対して、労働の対価として給料等を支払ってもらう債権）を差し押さえる形式を採ります。このように、差押えの多くは、債権の差押えという形で行われます。

債権差押えの対象となるのは金銭又は換価に適する財産の給付を目的とする債権であり、ほかには、先掛金支払請求権、郵便貯金払戻請求権、老齢年金支払請求権、生命保険解約返戻金支払請求権などがあります。

○国税徴収法

（差し押さえる債権の範囲）

第63条 徴収職員は、債権を差し押さえるときは、その全額を差し押さなければならない。ただし、その全額を差し押さえる必要がないと認めるときは、その一部を差し押さえることができ

3.3節で述べたように、滞納者の督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る地方税を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえるなければならないこととされています（地方税法第331条第1項等）。差押えとは、滞納者の特定の財産について、法律上又は事実上の処分を禁止し、それを換価できる状態にしておく最初の手段であり、滞納者の意思にかかわらず行われる強制処分です。この差押えは、国税徴収法で規定する滞納処分の例によることとされています（地方税法第331条第6項）。また、国税徴収法の滞納処分の規定（主に「第5章 滞納処分」）を準用することとなります。

MEMO ① 滞納者の財産を差し押さえたとき、差し押さえた行政は自力執行権に基づいて差押財産を換価する権利を取得しますが、その財産の所有権が当該行政に移転するわけではありません。よって、差押中に天災その他の不可抗力により差押財産が毀損したときは、その損害は滞納者が負担します。② 「例による」は、「準用する」とはほぼ同じ意味です。準用する条文を列記する場合には「準用する」が用いられ、章や節などの塊を包括して準用する場合には「例による」が用いられます。③ 地方税に関する債権債務は、相殺をすることができません（地方税法第20条の9）。例外は、差付金の滞納金への充当（地方税法第17条の2）のみです。よって、滞納者が地方公共団体に対し何らかの債権を有していても、それとは関係なく、



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

TEL:0120-203-694
FAX:0120-302-640

目次

- 第1章 はじめて税の仕事をする皆さんへ
— 租税の基礎知識
- 第2章 なぜ徴収が必要なの？
— 徴収を始める前に知っておきたいこと
- 第3章 日常の徴収事務の流れを覗いてみよう
— 徴収事務の一連の流れ
- 第4章 すべてに共通する注意点
— 書類の送達、期間の計算
- 第5章 差し押さえて具体的に何をするの？
— 差し押各論
- 第6章 早期着手がポイント！
— 交付要求と参加差押え
- 第7章 差し押さえた財産を公売しよう
— 公売の手続
- 第8章 滞納者が亡くなったときはどうするの？
— 納税義務の拡張
- 第9章 本当に財産がないときはどうするの？
— 滞納処分の停止

- 第10章 納期限までに納められないときは？
— 納税の猶予制度
- 第11章 延滞金の計算方法は？
— 延滞金の計算と軽減措置
- 第12章 国保料や介護保険料も税と同じく徴収できます
— 公課の滞納整理
- 第13章 制度も理解しておこう！国民健康保険
— 国民健康保険の概要
- 第14章 先に差し押さえられているときはどうするの？
— 公租公課と他債権との競合
- 第15章 破産した場合は回収できないの？
— 破産法と破産者の再起
- 第16章 ヒントはたくさん転がっています
— 生活再建型滞納整理に向けて
- 第17章 徴収業務は終わらない
— 納期内納付と公平性を追求しよう

詳細・試し読み・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規 ストア

検索



申込書〈第一法規刊〉

書名	価格	部数
債権徴収一元化時代の 市町村税・保険料徴収実務マニュアル 改訂版 [096669]	定価 3,300円 (本体：3,000円+税10%)	部

＊弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
＊消費税は申込日時適用税率に依ります。

上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

＊現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください) ☐ 代金引換により支払います。 ☐ 現品到着後請求書により支払います。

＊代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込)	＊送料・代引き手数料を含む合計金額は、 商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。 その際、クレジットカードはご利用いただけません。
	3万円以下の場合、440円(税込)	
	10万円以下の場合、660円(税込)	

ご住所	〒 —		
ご機関名	部署名		
フリガナ ご氏名	TEL	— —	
	E-mail	@	

＜お客様の個人情報の取扱いについて＞

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム (<https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php>) もしくはフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル■TEL 0120-203-696 ■FAX 0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

FAX：0120-302-640

書店印